

# センタージャーナル

■ 発行人 / 荒山 淳

■ 発行所 / 真宗大谷派名古屋教区教化センター

〒460-0016  
名古屋市中区橋二丁目8番55号  
TEL (052) 323-3686  
FAX (052) 332-0900



沖縄別院の梵鐘がある屋上からは、普天間基地のオスプレイを誘導する設備が見える。  
赤く光っている日はオスプレイが別院上空を飛行するという。(写真の無断転用はご遠慮下さい。)

立つ！  
いのちの大地に  
聞く！  
いのちの叫びを

真実の学びから、  
今を生きる「人間」としての  
責任を明らかにし、  
ともにその使命を生きる者となる。

## もくじ

- ・ 尾張の真宗史 美濃尾張五日講と町野衆 ②・③
- ・ 現代社会と真宗教化 ボランティアと真宗 ④・⑤
- ・ 大谷派の近現代史 『秘密保全法(特定秘密保護法)』の何が問題か ⑥・⑦
- ・ INFORMATION ⑧

◆ イラストカット集 (※寺報などにご利用ください)

大悲心懺悔常照我身

今から六十九年前、この国は屍にあふれ、深い悲しみと絶望に覆われていた。人を殺傷することを目的に、初めて原子力が使われたのもこの国だ。戦後生まれの私は、直接その光景を目にすることなく育ち、過去の悲劇を他人事のように傍観している。

過日、職員研修で沖縄を訪れ、ひめゆり学徒らが命懸けで沖縄陸軍病院の負傷兵に食事を運んだ「飯あげ」の道を通った。道すがら、私と同年代の平和ガイドを勤める大城さんからこんな話を聞いた。「私の両親は、この地で戦争を体験しました。でも私が戦時中のことを尋ねる最近まで、何も語ろうとはしなかった」と、話してくれた。その後、病院が設置されていた南風原壕群二〇号の「ガマ」の中に入った。壕の中には、六十九年前の凄惨な空気が充満しており、誰にも語れなかった地獄の様相を体験した大城さん御両親の深い悲しみから業縁のところにいる罪を念った。

「沖縄の三分の一が米軍基地。基地の中に沖縄があるようなものです」と語ってくださったのは、沖縄別院の御

輪番。私にとっては米軍基地の問題だが、沖縄の人にとっては生活の問題であり、地域を分断し、人と人との間柄にまで暗い影を落としている現実を聞かせていただいた。「檀家という地縁のない沖縄では、葬儀や法事を執り行うのにも、地域の慣習を尊重しつつ、悲しみに寄り添うところから丁寧な関係が求められる」と、語られた御輪番の姿勢に、日頃の私の在り方が問われた。

豪雪に見舞われた冬は明け、春の訪れは、沖縄、長崎、広島、東北へと北上し、美しい花を咲かせるだろう。日本列島を貫く美しい景色の中に、現在・過去・未来を貫く甚深い悲しみが、傍観し他人事としている私に向けて、漠然とした「不安」となって問いかけている。戦後六十九年・東日本大震災から三年が経過した今をどのように生きていくのか。「これでいいのか」と、如来大悲となって倦むことなく常に我が身を照らしつづけるのである。

(主幹 荒山 淳)

尾張の真宗史

# 美濃尾張五日講と町野衆

## —その伝承をたずねて—

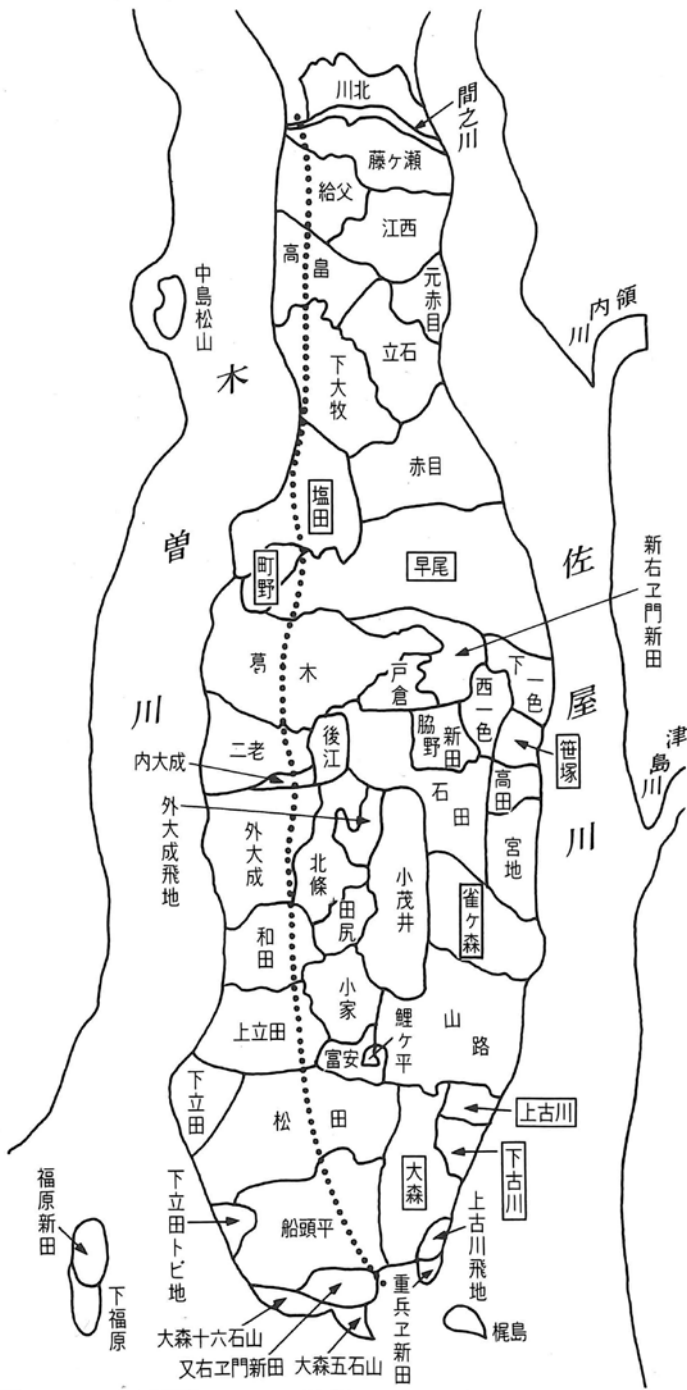
愛知県津島市・愛西市と岐阜県海津市にまたがる、教如上人ゆかりの美濃尾張五日講（以下、五日講）に、愛知県側の六ヶ寺、岐阜県側の五ヶ寺とともに六軒の門徒同行が所属していることは、すでに蒲池勢至氏によって紹介されており、筆者も『教化センター研究報告』第九集での論考において少し触れたところである。ただそこでは、寺院とともに六軒の門徒が講中として活動していることを指摘するのみで、なぜその門徒衆が所属しているのかは十分に伝えきれていなかった。そのような中で、このたび、偶然にも、門徒衆の長老格である津島市江川町の竹村新一氏より、それにまつわる竹村家伝承のお話を伺う機会があった。今、その話を書きとどめておかなければ、貴重な伝承が失われてしまうのではないかとの思いもあり、この場を借りて聞き取った内容をまとめておくことにしたい。

この五日講に属する門徒衆は、津島市江川町の二軒（もとは三軒）と愛西市塩田町の四軒（もとは五軒）で、すべて今は廃村となってしまった旧尾張国海西郡町野村の出身である（よって「町野衆」と呼ぶことにする）。町野村は旧海西郡塩田村（愛西市塩田町）のすぐ南側にあり、竹村氏によれば廃村直前には計二十八戸の家があった。しかし同村は、

明治二十（一八八七）年から大正元（一九一三）年にオランダ人技師ヨハネス・デレーケの計画に基づいて施工された、木曾三川大改修工事により、木曾川左岸が拡幅され全域が川底となることになった。そのため、全戸まとめて、同時に開拓されていた豊川流域の神野新田（豊橋市神野新田町）などへ移住することも検討されたが、なかなかまとまらないうちに木曾川の洪水もあり、村は無くなり各戸も散り散りになってしまったという。そういった状況において、竹村氏は現在九軒を「町野越し」の衆として確認しているとのことであった（先ほどの五日講門徒衆はすべて含まれる）。

\*\*\*

竹村家はもとも町野村の庄屋で、五日講の年三回の寄合のうち、門徒宅で行われる三月五日の寄合は竹村家を宿として村を挙げてつとめられていた。それが村の消滅によって一時期中断するが、明治三十四年から再び津島で竹村家を宿として、津島と塩田へ移住した八軒の門徒衆と講中寺院でつとめられるようになり、大正四（一九一五）年からは塩田の衆と一年交代で三月の宿を受け持つようになったという。ただ、それでも宿を受け持つ家は決まっておらず、津島では竹村家が担当し、塩田でもほとんど特定の家（現在は講の活動休止中）が受け持っていたが、近年津島と塩田の六軒の家を順番に回すようになった。



明治大改修前の海西郡の様子。塩田村の南に町野村が見える。点線は現在の木曾川左岸堤。佐屋川は明治32年に廃川となった。（『八開村史 通史編別冊』143頁より）

次に、町野衆の由緒についてであるが、残念ながら記録は水害によって全く残っていない。しかし、竹村家に残る伝承によれば、「教如上人が町野村へ逃げてこられた時に村全体でかくまい、竹村家に七日間ほど逗留<sup>とどま</sup>してもらった」、またその時「追手からかくまうために村人とも堤防の草を刈り集めて、その中に上人を隠してお守りした」のだという。町野衆の全員が本願寺門徒であったかどうかは確証がないが、木曾川下流域で「村を挙げて教如上人をかくまったのは町野村だけであった」ようである。なお、竹村家にはこの時の謝礼と思われる、教如上人下付の掛軸（詳細は不明）があったそうだが、洪水で流失してしまった。

この伝承は今まで公にされてこなかったことであり、木曾川下流域における教如教団形成の観点からもとても興味深いものである。ただ、これがいつ頃のことかが特定できない。慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原合戦前に、教如上人が徳川陣の陣中見舞いに訪れた帰路のことかとも推定できるが、そうすると竹村家に七日間ほど滞在したというのは日程的に無理がある。一応ここでは、天正八（一五八〇）年八月の教如上人本願寺退去後の「秘回」当初のことで、「追手」とは織田勢のことと解しておきたい<sup>4</sup>。

\*\*\*

ところで、愛西市葛木町（旧海西郡葛木村）の問源寺に、五日講が教如上人の

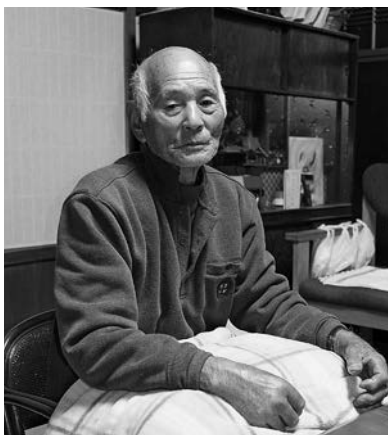
寿像や御書を巡回させる際に入れて持ち運んだ唐櫃<sup>からび</sup>がある。そして、その蓋裏に巡回させる十三の会所が記されていることは、先述の蒲池氏の論考にあるとおりであるが、そこでは町野衆を「海西郡丁野村 御直参同行」と表記している。この「御直参同行」というのは、今述べたような伝承に基づき、教如上人から町野衆に対して何らかのお墨付きが下されていたことによると考えられよう。町野村には寺院がなかったということであるから、五日講発足当初から町野衆はその由緒によって、坊主分と同等の存在とされていたと思われるのである。

さらにそれは、筆者が別の機会に塩田町の四軒の門徒同行から伺った、「町野の衆はお寺になることができる存在である。そういうお墨付きをいただいていると親から聞いている」という話によって裏付けられる<sup>5</sup>。この伝承は確かに直接的な記録があるわけではない。しかし、他の記録と突き合わせてみると、まったく無視もできないと思われるのである。例えば、五日講が所蔵する教如上人寿像の裏書には、上人の筆で「尾州海西郡大須門徒 上切村市江村迄拾三人講坊主衆惣常住物也」とあり、五日講がもともと十三人の小規模講を代表する坊主衆によって結ばれたものであることがわかるのだが、この十三人の「講坊主衆」は、先ほどの唐櫃の蓋裏に記されている十二ヶ寺と町野衆に基本的に受け継がれたもの

のと見て間違ひなからう。現在は「海東郡安松 福泉寺」（あま市七宝町安松 福泉寺）が抜けたため十一ヶ寺と町野衆であるが、寺院のなかった町野村では、そもそも竹村家が「講坊主」として、念仏道場の役割を担っていたとも考えられるのである。

\*\*\*

最後に、現在町野衆が関係している寺院について申し添えておきたい。従来、町野衆はすべて五日講の講中寺院でもある津島市南本町の本住寺門徒と紹介され、筆者もそのように報告したが、今回改めて取材したことで必ずしもそうではないことがわかった。とは言っても、竹村家を始めほとんどが本住寺門徒であり、これはもともと本住寺が塩田村にあつて町野衆がお取り持ちしていたことに由来する。しかし、承応四（一六五五）年から寛文八（一六六八）年の間に本住寺が津島に移転してからは、五日講の講中寺院ではないが、同じく塩田村の引接寺を村全体でお取り持ちするようにな



お話を伺った竹村新一氏

り、「講下」関係となつていたようである。この引接寺のお取り持ちは町野村の消滅後も続き、さらにこれに加えて、すべての五日講講中寺院とも関わるわけであるが（手次寺が別にある門徒はもう一ヶ寺）、このようなことは教如上人の伝承を大切に受け継いできた町野衆なればこそ、可能であつたと言ふことができよう。（研究員 小島智）

1 『八開村史 民俗編』第八章第三節。のち蒲池勢至『真宗と民俗信仰』（吉川弘文館）「輪中の村と真宗門徒―愛知県海部郡八開村―」として再編。  
2 『八開村史 通史編』第五章第四節、『新編 田村史 通史』第七章第三節参照。  
3 この洪水がいつのことかはつきりしないが、明治二十九年か三十年のどちらかであると推測される（『八開村史 通史編』「年表」参照。ちなみに、竹村家が津島市の現在地に居を構えたのは明治三十一年のことだといふ）。  
4 『教如上人―東本願寺を開かれた御生涯』（真宗大谷派宗務所出版部）「図解」参照。  
5 『名古屋御坊』（真宗大谷派名古屋別院）平成二十五年十月号「特集 教如上人と尾張―美濃尾張五日講をたずねて」での取材。  
6 註1書参照。  
7 愛西市塩田町の引接寺門徒が一軒、さらにそれ以外の寺院門徒が一軒で、あとは本住寺門徒である。  
8 本住寺所蔵の親鸞聖人御影と同絵伝の裏書から読み取れる。  
9 津島の同行は「講下」ではなくしたが、塩田の同行は地元の寺として依然「講下」である。

現代社会と真宗教化

2014年1月21日(火)

都市教化部門 同朋社会支援事業 事前学習会 講義抄録  
**ボランティアと真宗**

東京教区同朋社会推進ネットワーク  
 東京教区東京五組存明寺住職

酒井 義一氏

教区教化委員会(都市教化部門)では、昨年度に引き続き、地域と寺院のつながりの場を構築していくことをテーマとした現地研修を、宗派が仙台教務所に設置している現地復興支援センターにて開催した(二〇一四年一月三十一日〜二月一日)。その事前学習会として、発災以来今日まで精力的に被災地支援を行っている酒井義一氏を講師に迎え、お話をうかがった。

我々の日常生活の在り方を根底から問い返した東日本大震災から三年が経過した節目に、「現代社会と真宗」という視点から私たちの課題について振り返りたい。

**東京教区における被災地支援のはじまり**

東京教区で被災地支援が始まったのは、二〇〇四年「同朋社会推進ネットワーク」という組織ができてからのことです。その年の十月に新潟中越地震が起きました。我々は、何の準備もないまま現地に入り、結局何もできませんでした。そんな中で、三条教区の有志が三〇〇人前の大鍋で炊き出しをし、被災者に寄り添いながら、ともに生きようとする姿に心打たれ、常日頃から炊き出しの訓練をしておくことの大切さを痛感しました。その後、東京教区でも災害対策用の大鍋を買い、二〇〇七年の新潟中越沖地震では、二年間に二〇回ほど被災地で支援活動を行いました。さらに教区の報恩講では、訓練を兼ねた炊き出しが行われるようになりました。

このような取り組みが始められるようになり、二〇一二年三月十一日を迎えました。これまでは教区の一部門としてボランティア



門脇小学校 (石巻市) 2012年4月 酒井氏撮影

活動を行っていましたが、以降は東日本大震災への支援活動を東京教区全体の活動として位置づけ、東京教区がボランティアを募り、毎週交代で被災地に赴く方針を決定しました。活動資金についても「東京教区ボランティア基金」を設立し、毎月の教

区報などによって、勧募やスタッフの募集が行われるようになりました。こうして継続的な活動ができる仕組みが完成し、現在も被災地支援を継続しながら「浄土真宗におけるボランティアとは何か」ということを、一人ひとりが探しているところです。

**人との出会い、いのちとの出会い**

二〇一一年三月二十八日に初めて東北の被災地に入った頃は、まだ自衛隊が遺体の捜索をしていました。そこで、土台だけになった我が家の表札を外そうとしている人に出会いました。家を流されるといふことは、これまで生きてきた証を失うということです。その人は、ただ一つ残された表札を取るといふ形で、ご自身のいのちの証を求めているように思えました。

岩手県の山田町で炊き出しをした時は、準備中から後片付けが終わるまでの九時間もの間、私たちのそばを離れない方との出会いがありました。はじめはその意味がよく分かりませんが、自分たちのために来てくれる人のそばに居ることで、見捨てられていないと感じておられたのではないかとこの言葉聞き、目から鱗が落ちる思いをしました。その方々は、自分たちの町がどういふ状況だったのか、今、何を感じているのかということはずっと語ってくれました。決して見捨てられることのない世界を願う求めている菩薩さまのようでした。

多くの子どもたちが津波の被害に遭った石巻の大川小学校の子どもたちがいる仮設住宅を訪ねたのは夏でした。かき氷を自分で削り、好きなシロップをかけて作るというコーナーを設けたところ、一人の女の子



石巻市の仮設住宅集会所にて

が私のためにかき氷を作ってくれました。私が「ありがとう」と言うと、その子は「こっちは、ありがとうございます」と応えました。たったそれだけの会話ですが、何かジーンと温かなものが伝わってきました。「支援するものが支援される」という言葉がありますが、この何気ない会話の中で「どうか私たちのことを忘れないで」「人間の悲しみにきちんと真向かうような人になってね」と願われているような気がしました。

**大切にしている五つのこと**

様々な活動に関わる中、今私自身が大切にしたいことを五つにまとめました。

**【問われ続けている】**

東日本大震災そのものから、私たちの生き方が今も問われ続けている。多くの方々の命が奪われ、それを上回る多くの方々が今も様々な苦しみや悲しみを心に抱いておられます。同じ時代を生きている我々がどういふ生き方をしていくのか。人々の苦しみや悲しみの現実にはちゃんと向き合うような歩みができているのか。「自分でなくてよかった」という世界に閉じこもって、悲しみの中を生きている人々に背を向けていくのか。たとえ人が忘れようが、風化しようが、今も問われ続けているという事実は少しも変わらずに在り続けていると思えます。

【ひとりということ】

石巻の小網倉で出会ったご婦人は、私と同じ年の息子さんを亡くされました。彼は消防団員として、人々を避難誘導した後、港に戻って堤防のハッチを締め、堤防の上に立って一体どの程度の波が来るのかと眺めていたそうです。しかし想定をはるかに越える大きな波にのまれたというのでした。三ヶ月後、変わり果てた息子さんが発見され、現在は仮設住宅でおいさんと暮らしておられます。「悔しくてね、悲しくてね」と、私の目の前で涙をこぼされました。

二〇一四年一月十日の集計ですが、東日本大震災の死者は一五、八八四人、行方不明者二、六四〇人です。亡くなった方の数をもって東日本大震災の悲惨さを表現すると大きな落とし穴があります。「ひとりの人が亡くなった」という出来事が、一度に約二万通り起きたのです。その周りには「悔しくてね、悲しくてね」と、深い悲しみを抱く大勢の人々がおられるのです。こういう視点を持たなければ、もっと大きな災害が起きた時、東日本大震災はいとも簡単に忘れ去られてしまいます。

またその「ひとり」に向き合う我々もまた「ひとり」です。他の誰かではなく、聞いた者、見た者の責任において自分何ができるのか、何が問われているのかを考える「ひとり」になっていく。それが東日本大震災から願われていることではないかと思えます。

【名を取り戻す】

私は「被災地」と呼ばれている場所に「被災者」を支援に行くというように思って活動を始めました。しかし回を重ねる毎に、いわき市という場所には「自治会長のサカワさん」「お酒の大好きなフジイさん」「念

珠作りが大好きなタカコさん」という人がいて…と、具体的に名を持つ人となっていくきました。そうすると、お互いに弱さを抱えている人間同士、人として生きることを支えあう世界が広がる。これは真宗の名におけるボランティアに欠かしてはならないことだと思えます。私たちは、かわいそうな人を救ってあげるといふ教化者意識が頭をもたげて、同朋という精神をいつも見失う危険性を持っています。そうではなく、互いに名を持つものとして、水平の関係を回復していく。これが支援活動の先に流れる大きな願いではないかと思っています。

【そこに人がいる】

原発から十キロほどの町では、あの日を境に故郷に帰ることが許されなくなり、人間関係もズタズタになってしまいました。ある人は言います。「久しぶりに一時帰宅すると、家の周りには野良ウシが、家の中にはネズミがいっぱいいて、「誰だこいつは」という感じで私たちを睨んでいた。もはや我が家は、動物のものになってしまった」と。

家や故郷を失うということは、そこで培ってきた人間関係や思い出までも失うということであり、人を失うということと同義です。そのような故郷を奪われたという過酷な現実を抱えながらも、心安らぐ世界を求めている人がそこにいます。そういう視点を忘れてはならないと思えます。

【聖典を読み直す】

宮城顕先生が、「真宗を学ぶ者の姿勢は、現実と聖典の間（はざま）に身を据えるということが大事なことだ」とおっしゃいました。現実が起こっている出来事を見定め、聖典の言葉に立ち返っていく。被災地に身を置き、人々の声を聞き

ながら、親鸞聖人の言葉や生き様に自らの方向を確かめていくことが大切だと感じています。

親鸞聖人に出会いなおす

親鸞聖人が書かれた『唯信鈔文意』という文書があります。その中で親鸞聖人は、大自らの厳しさの前でなす術もなく立ち尽くし、様々な煩惱に身を煩わせ心を悩ます人々を指して、「よろずの煩惱にしばられたるわれらなり」とおっしゃいます。

この言葉は、そのような人々の声に耳を澄ませ、きちんと向き合うことがなければ決して出てこない言葉です。私はここに、法を説く親鸞ではなく、聞く人親鸞を感じるのです。「いし・かわら・つぶて」のような、声を持たず、踏まれても見向きもされない、そういう中で生きている人々を「われら」として見出し、「こがね」として、ともにひかり輝いて生きていこうと叫び続ける親鸞の姿です。苦悩している他者がいて、それを救うというのではなく、他ならぬ私自身が救われなければならぬ一人であったのだということが込められています。その精神に立ち返っていかねばならないと強く思います。



事前学習会で話す酒井氏

私たちの取り組みは誠に些細です。しかしそこで見た風景、人々との出会い、その方々から聞いた声は、決して些細なことではなく、私にとつては非常に大きなことであり続けています。目の前で流された大粒の涙や、大きく手を振って見送ってくださる姿に触れて、私の中に「この方々に背を向けるような生き方はしてはならない」という心を賜りました。それを枯らさないためにも、人々と出会うことや聖典を読み込むことを通して、私の歩みを確かめなければならぬと感じています。

（文責編集部）

― 編集後記 ―

事前学習会を経て、一月三十一日～二月一日に現地研修へ赴いた。福島県新地町の仮設住宅では、名古屋と変わらぬ陽気の中、子どもたちは駆け回り、お年寄りはおしゃべりをし、炊き出しに舌鼓を打った。しかし、その穏やかな一時の裏に、それぞれの人生の声に出せない叫びがある。娑婆に生きる以上、人の数だけ「悲しみ」がある。

氏が語った「名を取り戻す」とは、他者と真摯に向き合うことと同時に、その関わりの中に身を置き、私自身も名を取り戻す生き方を求めていくことではないか。その底には「あなたもそこにいていいんですよ」という柔らかな響きがある。だからこそ他人事でない、いつでも、どこでも、誰でも認めあえる関係が広がるのだと。私の現場はどこだろうか。「他でもない、あなたが願われ、問われ続けているのです」という氏の呼びかけが私の耳を離れない。

（業務嘱託 黒田真慈）

大谷派の近現代史

# 『秘密保全法 (特定秘密保護法)』の何が問題か

秘密保全法に反対する愛知の会事務局長

濱寫 はまじま将周 まさちか

弁護士



このほど、濱寫将周弁護士をお招きして、「特定秘密の保護に関する法律」(以下、秘密保護法)の学習会を行った(二〇一三年十二月十六日)。濱寫弁護士は、秘密保護法は権力側による「嘘」、あるいは「情報操作」をしやすくする法律であることを確信しているがゆえに、同法に反対して活動をされている。大谷派近現代史研究の一環であるこの学習会で指摘された秘密保護法の論点を紹介させていただく。

## 特定秘密とは

二〇一三年十二月六日に成立したこの法律の正式名称は「特定秘密の保護に関する法律」です。略称は「特定秘密保護法」や「特定秘密法」「秘密保護法」などと言われています。政府が「特定秘密」に指定すると、最長で六〇年間にわたって秘密にすることができます。「特定秘密」を漏らした人や、それを知らうとした人に対して厳しい処罰を科すことになりました。国家機密に関する情報漏洩あふそくによって「国益」を損ねる恐れを少なくすることができるといった点から、秘密保護法に賛成する意見も聞かれます。しかし、濱寫弁護士が最も強調されたのは、「何が秘密に指定されるのか」という点でした。ひとたび「特定秘密」に指定されてしまうと、どんな情報が指定されているのか分からないばかりか、際限なく指定する案件が拡大し、権力側が恣意的に情報を扱うことになるため、国民に不

## 秘密指定の範囲の曖昧さ

利益をもたらす結果に陥る恐れがあるというのです。

「特定秘密」について、「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿にすることが必要であるもの」を指定できると秘密保護法に書かれています。そして、「安全保障に著しい支障を与えるもの」を四つの分野に分けて想定しています。即ち、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」、「テロリズムの防止」の各分野です。「防衛」は、日本に駐留する米軍や自衛隊にかかわる分野を指します。次の「外交」分野は、その「外交」が何を指すのが問題になります。例えば、安倍首相は貿易の自由化に関する協定のTPPの件についても「安全保障の問題である」と言いましたように、「外交」が扱う範囲は非常に広いです。

「特定有害活動の防止」は、いわゆる「スパイ活動」を指しています。この分野と「テ

ロリズムの防止」分野については、適用の範囲が極めて不明確で、どこまで拡大するのかということすらも予想できません。例えば、東日本大震災によって引き起こされた福島第一原発の危機の際、「国民がパニックに陥る恐れ」を理由に、SPEEDI(スピーディー)という「放射能の拡散予測」を非公開にしたため、間違った避難先を選択してしまった被災者も多くいました。こうした原発の情報が

「特定秘密」にあたるか否かの問題については、政府の首脳が範疇外はんちゆうであると説明していたこともありましたが、森まさこ内閣府特命担当大臣が「原発情報もテロ情報として入ることがあるかもしれせん」という国会答弁をするなど二転三転しました。この様な「秘密指定の範囲の曖昧さ」という危惧に対して、濱寫弁護士は次のように説明されました。

テロとかスパイは決して「テロです」「スパイです」という名札をつけて歩いているわけではありません。当たり前前のことです。テロリスト、スパイというのは、わからないからこそテロリスト、スパイとして成り立つわけですよ。そうすると、実

は「テロ」「スパイ」の対策というのは、言ってみれば想像上の産物だということになってくるわけです。想像というか、空想の産物に近いかもしれません。だから「対スパイ」「対テロ組織」ということを言い始めれば、ありとあらゆることがこの分野に被ってくる。

つまり、「スパイ」や「テロ」という言葉を用いたとすれば、あらゆる情報が「特定秘密」に指定され得るばかりでなく、空想ともいべき事象を根拠にして国家機密が決定されてしまうかもしれないという問題性を指摘されているのです。

そして、さらなる問題点があります。それは、その「特定秘密」の指定が、「行政機関トップの人たち」によってなされる点です。権力を握っている、そのトップの人たちが「特定秘密」に指定できるというのに、その指定が妥当であったのかという判断も含めて、チェック機能はまったくもって不十分なのです。この点については、「特定秘密と指定できる範囲を一覧表化して、この範囲でしか指定できない」と、いうふうの規定されていますが、その一覧表の記載が網羅的で、「範囲が不明確」で「際限」がないという恐れが解消されたわけではありません。また、「有識者の関与」のチェック機能も規定されてはいますが、有識者とされる人を恣意的に選ぶことができるう

えに、その有識者が関与できる範囲も極めて狭くなっています。憲法解釈の「集団的自衛権見直しの有識者会議」や、NHKの人事が恣意的な形で安倍首相の「お友達」で固められている現状を見ると、第三者的に機能することは難しいと言わざるを得ません。

「秘密」「嘘」「戦争」「信仰」

以上のような問題性を持ちながらも強行採決した秘密保護法の特徴について、濱寫弁護士は次のようにまとめられました。

「特定秘密」とは、何かわけのわからない大きな範囲のものが、わけがわからないまま指定されて、永久に秘密にされ続ける。政府の人たちは「そうじゃない」と説明をしていますが、法律を読む限り、そういうことができてしまう。「特定秘密保護法」という名前でありながら、「不」特定秘密保護法だ」と揶揄されるというのは、この点から来ているわけです。そのようなわけのわからない秘密を、わけがわからないまま指定されているという状況が、この法律の一番の問題点です。その不安さ、不明確さというのが、いろんなところで影響が出てくる。

「もしも」のことを想定して、国の安全保障体制を確立する。一言で



言ってしまうえば、「戦争できる国づくり」をするための法案です。『国家安全保障基本法』というのを基本に据えて、それに日本版のNSC(国家安全保障会議)から「秘密保全体制」、「秘密保護法」というものを作り、補完し、体制を作り上げて、集団的自衛権の見直しであるとか、最終的には憲法改正とか九条見直しをやって、それを完成させる。その狙いがある、と言わざるを得ません。ご承知のとおり、戦争というものは「秘密」から始まります。「嘘」から始まります。近いところでは、イラク戦争ですね。アメリカは「イラクには大量破壊兵器がある。だから、成敗しなければ」と言って、攻撃を始めました。しかし、後になって「大量破壊兵器はありませんでした。嘘

でした。間違いました」ということを認める事態に至りました。アメリカの情報収集能力からして、間違いの情報を得ていたということは到底考えられないので、明らかに嘘をついて始めたのだと私は思っています。仮にそれが嘘ではなくて間違いだとしても、どちらにしても、そういうことから戦争は始まったわけですよ。それから、第二次世界大戦の太平洋戦争だって、「日本軍が攻められる」とか、「中国が攻略を練っている」とか、そういう嘘か本当かわからない、おそらく嘘なのだろうと思います。そういうことを口実に戦争は開戦されたわけです。

し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。(特定秘密の保護に関する法律第12条2項1号)

破壊活動や殺傷という実際の行動が伴わなくとも、「主義主張に基づいて国家に強要した」と判断されれば、「テロリズム」と決めつけられかねないような定義がなされているのです。濱寫弁護士によると、法律によってこの手の定義がなされているケースは極めて希だそうです。

信仰は、単なる主義主張と違う表象であることは言うまでもありません。しかし、信仰を弾圧するきっかけとなり得る可能性があるのがこの法律です。私に対して信仰のあり方が問われている法律ではないでしょうか。(研究員 新野 和暢)

つまり、濱寫弁護士は、国民が知らないうちに戦争に巻き込まれる恐れがある法律の一つであることに警鐘を鳴らす意味で反対を表明して行動しているのです。では、この様な問題に対して、私たち真宗門徒はどのように考えれば良いのでしょうか。秘密保護法には、信仰を持つ者として見逃せない一文があります。それは、「テロリズム」に関する定義です。

政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要

◆講師紹介

濱寫 将周 弁護士  
はまじま まさちか  
 (愛知県弁護士会所属)

名古屋市出身  
 京都大学法学部卒業  
 憲法、人権に関する問題  
 に関心を持ってかわる。

緑オリーブ法律事務所

〒458-0004 名古屋市緑区乗鞍2-601-13  
 TEL...052-838-8795  
 FAX...052-838-8796  
 ヴェルテ徳重1階

職員研修 (名古屋教務所・教化センター)  
(2014.2/16-18)

～ 沖縄の今を体感!～

今年は戦争そして現代社会問題を学ぶ為、沖縄へ。初日は沖縄戦当時、日本陣営の敷かれた南風原で、ひめゆり学徒が敵に見つからぬよう食料の入った一斗樽を担いで往来した「飯あげの道」を辿った。ただ歩くだけで息の切れる山道を進みながら戦時中の苦勞が想像させられた。

翌日は伊江島に渡り、今では豊かな農地の広がる島内を全員が自転車で移動。沖縄戦では島民の多くを失い、戦後は米軍による土地の押収に苦しんだこ



飯あげの道でガイドの大城逸子氏(左)と

の地では、戦争を支える“いのち”を軽視する思想と、その思想が育たぬよう一人ひとりが考え続けることの大切さを教わった。

【研修の行程表】

1日目	南風原町立南風原文化センター〈見学〉 飯あげの道〈追体験・講話〉 沖縄陸軍南風原壕群20壕〈見学・講話〉	島尻郡南風原町
2日目	わびあいの里〈訪問〉 反戦平和資料館 ヌチドウタカラの家〈見学・講話〉	国頭郡伊江村
3日目	辺野古大浦湾〈シュノーケル〉 沖縄別院〈参拝・講話〉	宜野座市 宜野湾市

※各研修の参考にとお考えの際は、詳細を教化センターまでお尋ね下さい。

最終日、午前中は基地移設による埋め立て予定地である辺野古大浦湾に潜り、滑走路の建設など想像できない程、美しく静かなサングの群生する海をこの目で見た。午後は普天間基地近くに位置する沖縄別院を参拝。現地職員より、開教の状況、基地と共に暮らす生活についてのお話を伺った。



伊江島のさとうきび畑と落花生畑の中を自転車で

いずれの場所でも「本土には沖縄のことは伝わっていない」という言葉を耳にした。自身の目に映らないことは無意識のうちに忘れてしまいがちだが、人の手で起こした問題は、意識しなければ解決できない。その問題は、未解決のままだと次々と重なり、時が経つにつれ複雑になっていく、そう教えられたように思う研修であった。

(職員 星川 浩代)



対岸より飛行場建設予定地をみる

INFORMATION

教化センター日報 ■2013年12月～2014年2月

12月2日	教化センター学習会「差別と私 -差別言辞に学ぶ②-」	17日	研究生・実習「真宗門徒講座(真宗門徒のくらしとつとめ⑨)」
4日	研究生・教化研修「解放運動推進要員研修」参加 研究業務「自死者追悼法要 いのちの日のいのちの時間」後援	20日	HP「お東ネット」会議
9日	研究業務「平和展」学習会	23日	研究生・教化研修「第3回伝道スタッフ養成講座」参加
10日	研究生・実習「真宗門徒講座(真宗門徒のくらしとつとめ⑧)」	24日	HP「お東ネット」会議
16日	研究生・学習会「名古屋別院報恩講参拝」 研究業務「平和展」学習会	27日	研究業務「平和展」学習会
19日	教化センター報恩講	2月4日	研究業務「自死遺族わちあいの会」後援
25日	研究生・教化研修「解放運動推進要員研修」参加	5日	HP「お東ネット」会議
1月9日	研究生・学習会「私の課題」	14日	研究生・学習会「真宗門徒講座企画会」
14日	研究生・教化研修「解放運動推進要員研修」参加	16～18日	教務所・教化センター職員研修
15日	研究生・教化研修「解放運動推進要員研修」参加	19日	研究生・教化研修「第4回伝道スタッフ養成講座」参加
		21日	研究生・実習「真宗門徒講座(真宗門徒のくらしとつとめ⑩)」
		26日	研究生・教化研修「解放運動推進要員研修」参加

《編集子雑感》

センタージャーナルの編集に関わるようになって3号目の発刊となる。半年前から掲載内容を検討し始め、研究員などのスタッフから原稿が届くのが1か月前、そこから印刷業者とのレイアウトの調整と校正を繰り返す。

まず、原稿はそろそろかを心配し、表現は確かか、誤字脱字はないか、に重きを置いて作業を進める。しかし、そのなかで、発行の趣旨「教化センター事業報告と案内」と「教化活動支援」をどれだけ充実させられるかへの考慮を忘れてしまいがちになる。また、自身の性格もあるかもしれないが、どうしても固くなってしまいがちな紙面に、柔らかさ、遊び心も時には必要であろう。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

精一杯の遊び心:どこかに東谷教務所長が隠れています。見つけられるかな?

公開講座のご案内 (聴講に費用はかかりません。お気軽にご参加ください。)

◆研究生教化研修

「真宗儀式の教相(第13回)」 ※借籍者対象

講師 竹橋 太氏 (本廟部出仕) 期日 2014年4月8日(火)  
時間 午後4時30分～6時 会場 名古屋教務所1階 議事堂

■教化センター

〈開館〉

月～金曜日 10:00～21:00  
土曜日 10:00～13:00  
(日曜日・祝日休館 ※臨時休館あり)

〈貸し出し〉

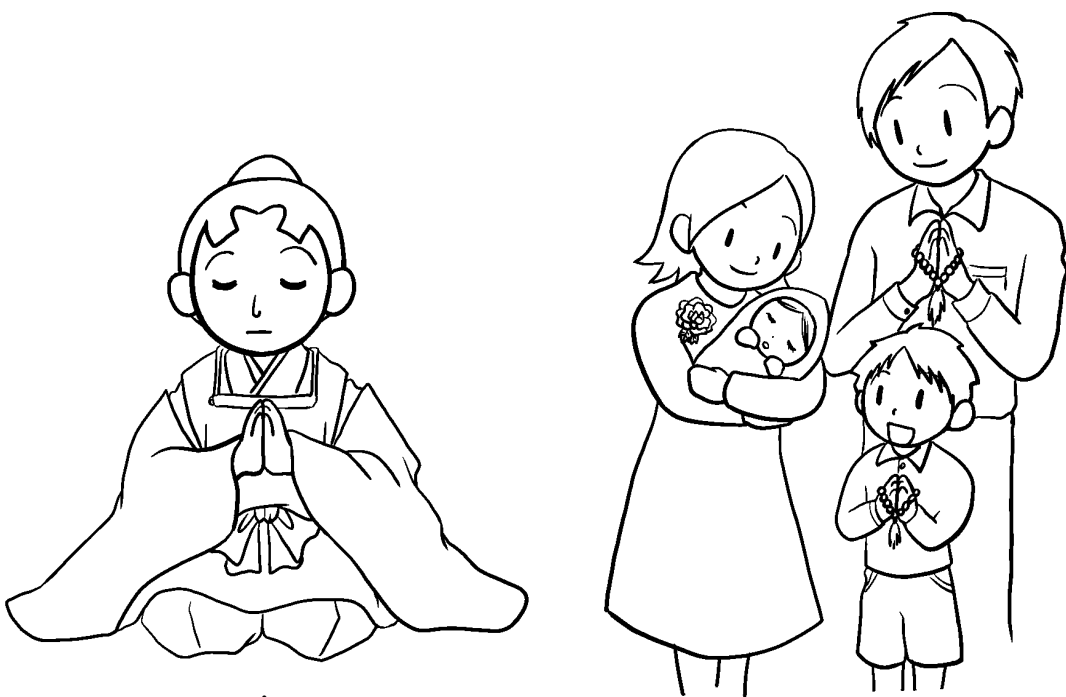
書籍・2週間、視聴覚・1週間

～お気軽にご来館ください～

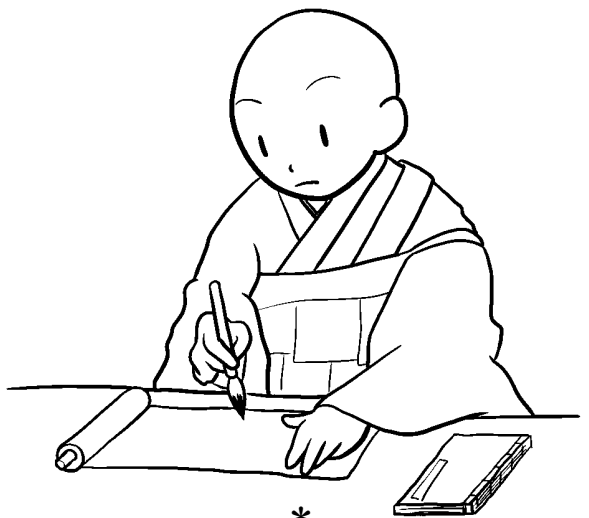


イラストカット集

寺報やチラシなどにお使いください。



\*



\*



\*



\*

\*印は、若き日の親鸞聖人をイメージしたイラストです。  
※用途にあわせて、切り貼りなどしてご使用いただけます。  
※あくまでもイメージです。ご了承の上お使いください。